



# 第5次 白老町総合計画

**(概要版)**

# 第5次白老町総合計画の概要

将来像

みんなで育む  
心つながる  
笑顔のまち

役割

〈1〉まちづくりの羅針盤  
〈2〉協働のまちづくりのための活動指針  
〈3〉広域的な行政運営の指針

基本方針

- 1.人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまち(生活・環境)
- 2.支え合いみんなが健やかに安心して暮らせるまち(健康・福祉)
- 3.生きる力を育み生きる喜びを実感できるまち(教育・生涯学習)
- 4.地域資源を活かした個性あふれる産業のまち(産業)
- 5.人と人との理解と信頼による協働のまち(自治)

## 重点プロジェクト

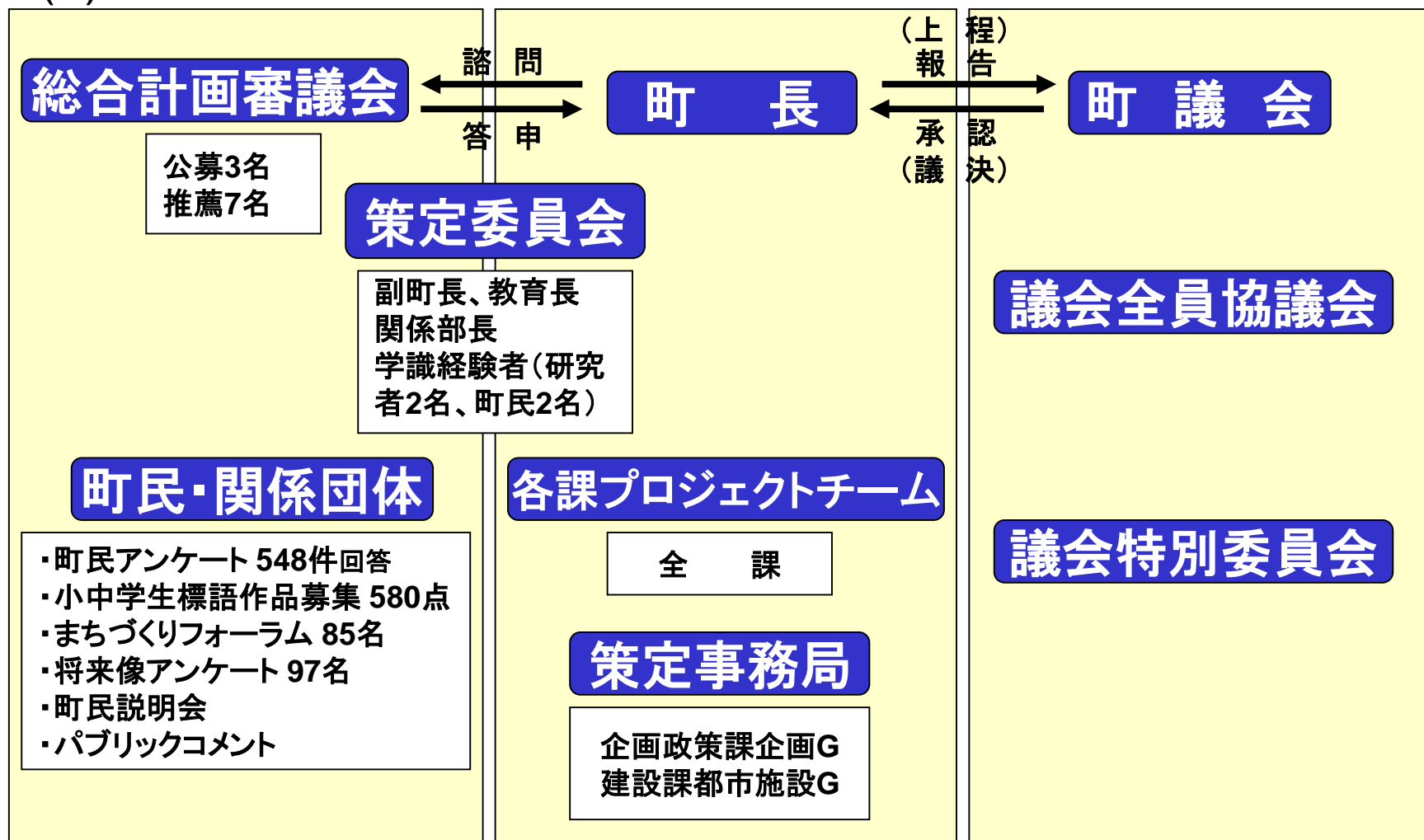
- |           |         |
|-----------|---------|
| 1)安全・安心   | 2)活力・魅力 |
| 3)教育・共育   | 4)持続・安定 |
| 5)町民力・地域力 | 6)共感・信頼 |

## 基本姿勢

- (1)自治基本条例との連動によるまちづくりの推進
- (2)町民と行政の協働によるまちづくりの推進
- (3)達成すべき目標の明確化と進行管理の実施

# 第5次白老町総合計画策定について

## (1) 策定体制図



# 第5次白老町総合計画策定について

## (2)策定経過

年 月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2011. 2 ~4	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員の決定</li> <li>策定方針案の決定</li> <li>第1回策定委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり町民意識調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課プロジェクト説明会</li> </ul>
5 ~11	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会委員の決定</li> <li>第1~10回審議会</li> <li>第2回策定委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生標語募集</li> <li>まちづくりフォーラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会全員協議会</li> <li>各課検討、ヒアリング</li> </ul>
12 ~3	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3~4回策定委員</li> <li>第11回審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長懇談会(広報)</li> <li>団体意見提案募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課説明、協議</li> <li>町長説明</li> </ul>
2012. 4 ~5	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回審議会</li> <li>第5回策定委員会</li> <li>審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント</li> <li>計画案町民説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会全員協議会</li> <li>理事者説明</li> </ul>
6 ~9			<ul style="list-style-type: none"> <li>議会6月会議(提案)</li> <li>特別委員会</li> <li>議会9月会議(決定)</li> </ul>

# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (1)趣旨と役割

### ①趣旨

- ・総合計画とは、白老町の**政策執行に関する最高規範**である（白老町自治基本条例第35条）。
- ・基本構想では、8年後の町のあるべき姿を示す「**将来像**」を定め、まちづくりの「**基本方針**」と「**施策の体系**」、推進するための「**基本姿勢**」などを定める。

### ②役割

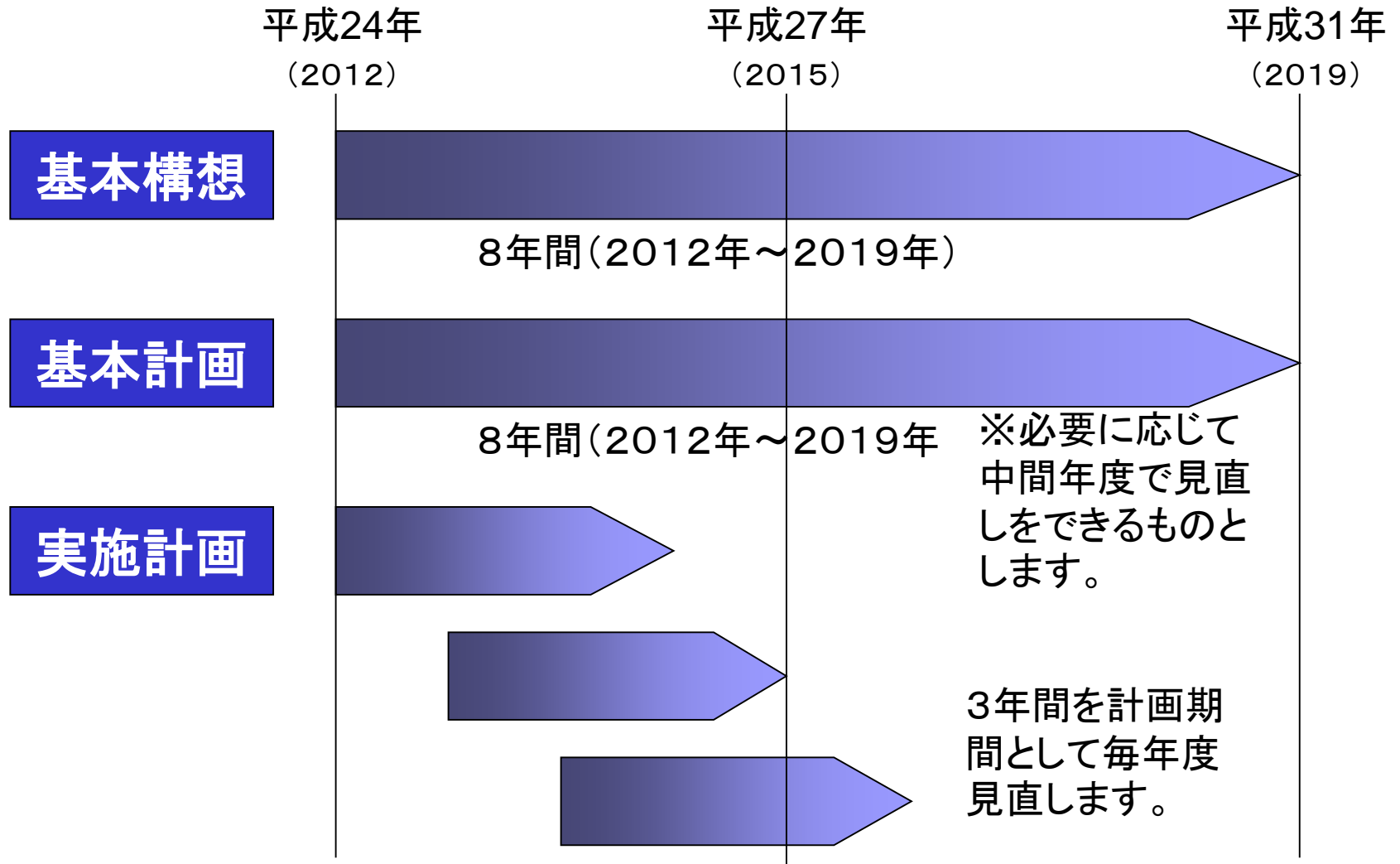
総合計画の役割は、

「まちづくりの羅針盤」  
「協働のまちづくりのための活動指針」  
「広域的な行政運営の指針」

とする。

# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (2) 計画の構成と期間



# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (3)人口想定(推計値)

平成31年(2019年)

(平成22年)

■ **総人口** **17,100人** (**19,376人**)

◆ 年少人口(0~14歳) **1,400人** (1,918人)

◆ 生産年齢人口(15~64歳) **8,200人** (10,856人)

◆ 老年人口(65歳以上) **7,500人** (6,602人)

※総合計画の政策展開で、まちづくりに取り組むことによって、推計値よりも**人口減少を最小限にとどめる**よう努めます。

# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (4) 時代の潮流

将来に向けてまちづくりを進めるために留意する**時代の潮流**は次のとおりです。

- ① 少子高齢社会と人口減少社会の到来
- ② 地球環境問題の深刻化
- ③ 安全・安心意識の高まり
- ④ 地域経済を取り巻く環境の変化
- ⑤ 社会の成熟化と価値観の多様化
- ⑥ 教育に対する関心の高まり
- ⑦ 住民参加・協働意識の広がり
- ⑧ 地方分権と市町村財政



# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (5) 白老町の姿

総合計画を策定する前提となる、**まちの現状と特性**は次のとおりです。

- ① 立地・自然条件
- ② 沿革
- ③ 人口の推移
- ④ 風土に根差した多彩な交流資源
- ⑤ バランスの良い産業構造
- ⑥ まちづくりを支える豊富な人材
- ⑦ 暮らしを支える都市基盤・公共施設など
- ⑧ 財政運営

# 1. 第5次白老町総合計画の総論

## (6) まちづくりの主要課題

総合計画策定の背景を整理して、これからの**まちづくりの主要課題(重点)**は次のとおりです。

- ① 暮らしの安全・安心の確保
- ② まちの活力や魅力の強化
- ③ 次代を担う子ども・若者の育成
- ④ 未来に受け継ぐ持続可能なまちづくり
- ⑤ 町民力・地域力の向上
- ⑥ 町民と行政の信頼関係の強化

※主要課題の6項目は基本計画の「**重点プロジェクト**」に連動します。

## 2. 基本構想

### (1) 白老町のめざす将来像

#### ① まちの将来像

将来像を導き出すためのアンケート調査(AHP分析法)の結果から「安全・安心」と「活力・個性」を重視する結果となりました。これらから基本構想の将来像は次のとおりです。

みんなで育む 心つながる 笑顔のまち

#### ② 都市の姿

総合計画は、都市計画分野の将来ビジョン「都市計画マスタープラン」と一体的にまちづくりを進めます。

目標とする都市構造は、持続可能な都市を目指すため、適切な規模でまとまったまちづくりを進めます。

土地利用の重点項目は次のとおりです。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ①環境との共生を目指す | ②安全・安心を重視   |
| ③快適な暮らしを支える | ④まちの活力を生み出す |

## 2. 基本構想

### (2) まちづくりの基本方針と施策の体系

#### ① まちづくりの基本方針

まちの将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの**基本的な方向性(基本方針)**は次のとおりです。

- 1) 人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまち(生活・環境)
- 2) 支えあいみんなが健やかに安心して暮らせるまち(健康・福祉)
- 3) 生きる力を育み生きる喜びを実感できるまち(教育・生涯学習)
- 4) 地域資源を活かした個性あふれる産業のまち(産業)
- 5) 人と人との理解と信頼による協働のまち(自治)

## 2. 基本構想

### ②施策の体系

基本方針	分野	施策
人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまち	生活・環境	安全な暮らし、防災、治水・海岸保全、消防、救急、環境保全、環境美化・衛生、公園・緑地、土地利用・住環境、上水道、生活排水処理、道路、公共交通機関、情報通信
支え合いみんなが健やかに安心	健康・福祉	健康づくり、地域医療、地域福祉、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉
生きる力を育み生きる喜びを実感できるまち	教育・生涯学習	幼児教育、小・中学校教育、高校・各種教育機関、社会教育、芸術・文化、民族文化、スポーツ・レクリエーション、国際・地域間交流、人権
地域資源を活かした個性産業	産業	産業連携・雇用、港湾、商工業、観光、農林業、水産業
人と人の理解と信頼による協働	自治	協働のまちづくり、行財政運営

## 2. 基本構想

### (3) 基本構想の推進にあたって(基本姿勢)

基本構想を推進していく上での**基本的な姿勢**は次のとおりです。

- ① 自治基本条例との連動によるまちづくりの推進
- ② 町民と行政の協働によるまちづくりの推進
- ③ 達成すべき目標の明確化と進行管理の実施

### 3. 基本計画 (1) 重点プロジェクト

総論で示した6つの「まちづくりの主要課題」に対して、まちの将来像の実現に向けて6つの「重点プロジェクト」とそれに基づく14の「プラン」を設定し、重点的優先的に取組みます。

- 1) 安全・安心プロジェクト ～暮らしの安全・安心の確保～
- 2) 活力・魅力プロジェクト ～まちの活力や魅力の強化～
- 3) 教育・共育プロジェクト ～次代を担う子ども・若者の育成～
- 4) 持続・安定プロジェクト ～未来に向かって持続可能なまちづくり～
- 5) 町民力・地域力プロジェクト ～町民力・地域力の向上～
- 6) 共感・信頼プロジェクト ～町民と行政の信頼関係の強化～

# 3. 基本計画 (2) 分野別計画

## ①生活・環境

施策	基本事業
1. 安全な暮らし	①防犯対策②交通安全③平和運動④消費生活・町民相談
2. 防災	①総合的防災体制②災害応急対策③防災教育④災害防止
3. 治水・海岸保全	①海岸保全②治水対策
4. 消防・救急	①消防体制②火災予防対策③救急・救助体制④消防団体制
5. 環境保全	①計画行政②循環型③自然共生④公害防止⑤地球温暖化
6. 環境美化・衛生	①景観形成②環境美化③生活衛生④愛玩動物⑤墓園墓地
7. 公園・緑地	①公園・緑地の保全整備②緑化推進
8. 土地利用・住環境	①土地利用②快適住まい③公営・町有住宅④移住・定住
9. 上水道	①水道給水②信頼向上③健全運営
10. 生活排水処理	①公共下水道②し尿・生活排水処理③健全運営
11. 道路	①広域幹線道路②町道③維持管理
12. 公共交通機関	①公共交通ネットワーク②移動手段
13. 情報通信	①情報通信基盤②地域情報化③難視聴地域



# 3. 基本計画 (2) 分野別計画

## ②健康・福祉

施策	基本事業
1. 健康づくり	①保健・医療・福祉ネットワーク ②保健サービスの充実 ③自主的な健康づくりの推進 ④健康保険制度等の推進
2. 地域医療	①安定した地域医療の確保 ②救急医療体制の充実
3. 地域福祉	①地域福祉体制の充実 ②福祉拠点・施設の充実 ③バリアフリーのまちづくり ④生活の安定と自立援助
4. 子育て支援	①母子保健対策の充実 ②子育て支援環境の整備 ③保育の充実 ④ひとり親家庭支援の推進
5. 障がい者(児)福祉	①理解の促進 ②自立支援の促進 ③社会参加の促進 ④安全・安心な地域生活の充実 ⑤相談・支援の充実
6. 高齢者福祉	①高齢者支援対策の推進 ②高齢者の生きがいづくり推進 ③高齢者医療制度の推進 ④介護保険制度の推進

# 3. 基本計画 (2) 分野別計画

## ③教育・生涯学習

施策	基本事業
1. 幼児教育	①就園の支援 ②教育環境の充実
2. 小・中学校教育	①学力 ②心と体 ③指導力 ④施設整備 ⑤環境整備 ⑥特別支援教育 ⑦学校・家庭・地域の連携 ⑧学校給食
3. 高校・各種教育機関	①教育の充実と教育機会の拡充 ②高等教育機関との連携
4. 社会教育	①学習機会・学習環境の充実 ②家庭教育・地域教育の推進 ③ふるさと教育・体験学習の推進 ④社会教育施設の管理
5. 芸術・文化	①芸術・文化活動 ②文化財 ③歴史と文化のまちの推進
6. 民族文化	①アイヌ文化 ②アイヌ民族博物館 ③民族共生象徴空間
7. スポーツ・レク	①活動の充実 ②施設の整備
8. 国際・地域間交流	①国内交流の推進 ②国際交流の推進
9. 人権	①人権擁護活動の促進 ②男女共同参画の推進

# 3. 基本計画 (2) 分野別計画

## ④産業

施策	基本事業
1. 産業連携・雇用	①起業と産業連携の促進 ②食材王国しらおいブランド推進 ③雇用の拡大 ④雇用環境の充実
2. 港湾	①白老港の整備促進 ②商港区の整備促進 ③親しまれる港づくり
3. 商工業	①企業誘致の推進 ②商工業の活性化
4. 観光	①魅力ある観光地の形成 ②受け入れ環境の整備充実 ③観光客誘致の推進
5. 農林業	①農業基盤の整備 ②農業経営の強化 ③環境と人にやさしい農業の推進 ④森林の整備と保全 ⑤林産物の利活用
6. 水産業	①水産業経営の安定化 ②漁業基盤の強化 ③栽培漁業・資源管理型漁業の推進

# 3. 基本計画 (2) 分野別計画

## ⑤自治

施 策	基 本 事 業
1. 協働のまちづくり	①町民参加の促進 ②地域活動の推進 ③広報広聴活動の充実 ④開かれた行政の推進
2. 行財政運営	①健全な財政運営 ②効率的・効果的な行政運営 ③行政サービスの充実 ④広域的な協力・連携

# 3. 基本計画 (3) 計画の実現に向けて

## ① 計画推進体制

### 1) 庁内における計画推進体制

- ・施策の推進を図るため、各部署が責任を持って、目標や取り組み内容を町民と共有して推進します。
- ・重点課題を横断的に推進するため、プロジェクトチームなどの効率的な実施体制で推進します。
- ・施策を効率的効果的に推進するため、必要に応じて組織の再編成を行います。

### 2) 協働・連携による計画推進体制

- ・計画推進にあたっては、町民・議会・行政が協働するとともに、広域的な連携体制を深めて取り組みます。
- ・町民組織の育成を支援し、施策目標達成のために、町民の主体的な活動を促進します。

# 3. 基本計画 (3) 計画の実現に向けて

## ② 進行管理のしくみ

### 1) PDCAサイクルに基づく進行管理体制

- ・計画に位置付けた評価指標を活用した施策の進行管理に取り組みます。
- ・PDCAサイクルに基づく効率的で効果的な行政経営を一層推進します。

### 2) 町民の目線による進行管理

- ・町民アンケートにより意識や満足度を定期的に把握します。
- ・施策について評価指標に基づき定期的に進捗状況を公表します。

## 3. 基本計画 (3) 計画の実現に向けて

### ③ 予算・財政計画との連動

#### 1) 財政計画と整合の取れた実施計画の立案

- ・毎年度ローリング方式で作成する実施計画は、予算編成との連動を図り、財政計画と整合の取れた計画とします。
- ・実施計画は基本計画により体系化し、重点プロジェクトとの関連性も明確にします。

#### 2) 予算編成・執行手法の継続的な研究

- ・計画実現に向けて予算編成や執行手法について検討を継続して弾力的な運用に努めます。

# 4. 実施計画

## (1)実施計画の構造

- ① 実施計画の期間は**3年**とし、各年度の予算編成後に作成する**毎年度ローリング方式**とします。(1期～7期)
- ② 実施計画は、基本計画(**分野政策**)に示す**施策の基本事業**ごとに分類し、**政策的事務事業**を掲載します。
- ③ 重点プロジェクトの事業を**表示**するとともに、基本計画と実施計画が**連動する事業コード**によって管理します。

## (2)財政計画との整合性

- ① 計画期間における**事業費総額とその一般財源額(年間2億円以内)**を示し、財政計画との**整合性を確保**します。

## (3)町長公約との整合性

- ① 町長公約の個別事業を**表示**するとともに、町長公約と総合計画を**一体的**に進めます。